

みんなでささえる

国民健康保険

いま市の国民健康保険の財政状況は、医療費の急速な伸びにより大きな赤字を抱え、たいへん厳しい状況になっています。このままでは国保運営ができなくなるため、市議会六月定例会で市税条例の一部を改正し、今年度の国保税を引き上げさせていただくことになりました。今号では、健康な暮らしに大切な国保制度を維持していくために、医療費と国保税について考えてみました。



国民健康保険制度とはどんな制度なのでしょうか。

もし皆さんが病気やけがをしたとき、お金がなくてお医者さんにかかれないとしたら大変です。国保制度は、このようなときに備えて加入者が日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出しあい、医療費に当てようという、相互扶助を目的とした制度なのです。現在、この制度には各職場の健康保険に加入している方を除いて、二万五千六百十一人の方が加入し

国保の財政はどのように運営されているのでしょうか。

国保は、一般会計とは別に独立した会計(国民健康保険特別会計)を設けて運営しています。したがって加入者の皆さんが納めた国保税や国からの補助金などの収入は、国保事業に関するもの以外に使うことはできません。逆に医療費の支出が多くなっても市民税や固定資産税などを国保のために使うことも原則としてできません。つまり国保特別会計の中で、収入と支出のバランスを保つようにしなければならぬのです。

ています。

国保税はどのようにして決めているのですか。

まず、その年の国保加入者全体の医療費がどのくらいになるかを推測します。その推測した医療費から、国の負担する分(医療費の約四割)と患者の自己負担分(三割)を差し引いた額が国保税になります。この国保税を次の算出方法で各世帯に割り当てているのです。

①所得割(被保険者の収入に応じて計算)

②資産割(世帯の固定資産税に依りて計算)

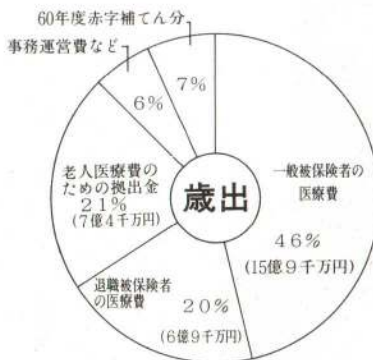
③被保険者均等割(国保の加入者の人数に税額をかけて計算)

④世帯別平等割(定額)

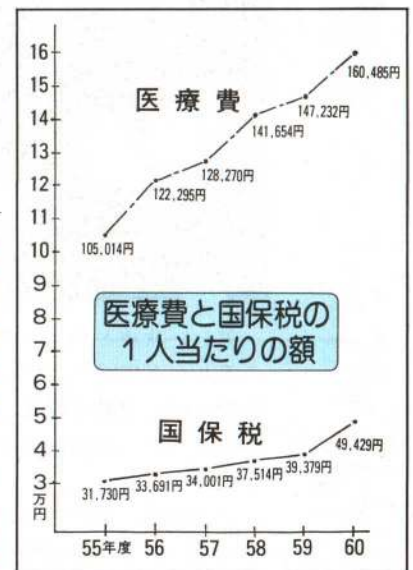
以上四つの合計額が国保税額となり、その最高限度額は三十七万円です。

六十年度の一人当たりの医療費はどのくらいになっていますか。

六十年度の医療費は、総額四十



総額34億6,673万円



市長の対話ノート



No.135

小さな親切運動

家庭生活の中では、ごく当たり前のことが、地域社会でどうして出来ないのでしょうか。

「おはよう」「ゴミがあれば始末する」「壊れれば直す」日常的な家庭生活ですが、社会生活となれば一変します。

空缶の散乱は所知らず、生活排出ゴミは相手迷惑を考えず、他人を見たら何とやらでもないでしょうが素直にあいさつをしない。時間が守られず「〇〇時間」といわれても平気なのではないか。

だれ一人としてそれが正常だとは思っていませんし、そうあつてはしくなく、いと思つてはいるはず。なぜならば、この状況が進めば社会は成り立たないからです。そこから起こったのが「小さな親切運動」です。

この運動は、親切を奉仕することもあることながら、自分にも相手にも、本来もつている良識の扉を開かせよう、そしてそれを広げようとするものです。

この大館支部から「小さな親切実践都市宣言」の陳情が出され、市議会三月定例会で採択されました。そして七月五日には「市民のつどい」が開かれました。私は早い時期に「文案」をまとめ宣言したいと考えていますので、多くの市民の方々のご理解とご参加をお願いしたいと思います。

中山健治郎